

提出年月日 平成 年 月 日

介護基盤人材確保等助成金雇入れ予定者一覧表

申請者名称 _____

① 新たに雇い入れる労働者のうち対象労働者とする予定の者（雇入れ時期順に記入）				
イ 特定労働者の氏名	雇入れ予定日	賃金見込み年額	従 事 事 業 名 (職 種)	特定労働者となる 資格等の名称
1	平成 年 月 日	千円		
改善計画内で措置する雇用管理改善における従事内容		①募集・採用関係 ②人的管理 ③就業管理 ④健康管理 ⑤その他 ()		
2	平成 年 月 日	千円		
改善計画内で措置する雇用管理改善における従事内容		①募集・採用関係 ②人的管理 ③就業管理 ④健康管理 ⑤その他 ()		
3	平成 年 月 日	千円		
改善計画内で措置する雇用管理改善における従事内容		①募集・採用関係 ②人的管理 ③就業管理 ④健康管理 ⑤その他 ()		
賃金締切日	毎月 日	賃金支払日	毎月 日	
②助成対象期間満了予定日 平成 年 月 日			③ 受給予定額 (千円)	
④ 採用予定（求人）を公共職業安定所に連絡			希望する ・ 希望しない	

※ この雇入れ予定者一覧表を提出するときは次の書類を添付して下さい。

- (1) この計画書の計画期間の初日の6ヵ月前の日から本書提出日までの間における離職労働者（雇用保険の一般被保険者）の氏名、離職年月日、離職理由が記載された労働者名簿等の（写）
- (2) 対象労働者の業務内容、部署等を明らかにする組織図、配置計画書、辞令（写）等の書類
- (3) 雇用保険適用事業所設置届（写）
- (4) 対象労働者中に出向者が存在する場合は、出向契約書等の（写）

別添1（裏面）

1 留意事項

- (1) この計画書の計画期間の初日の6ヵ月前の日から助成金の支給申請時までの間に、事業主都合の離職がないことが受給要件となります。
- (2) 出向労働者については、出向元、出向先で雇用保険被保険者資格の喪失、取得が行われたものであることが必要です。在籍出向による雇入れの場合は、助成金の対象となりません。
- (3) その他介護基盤人材確保等助成金に係る要件が定められていますので、詳しくは労働局又は介護労働安定センターにご相談下さい。

2 記入上の注意

- (1) ①欄には、助成金の支給対象労働者の氏名、雇入れ予定日、賃金見込み額（年額）、従事事業名（訪問介護サービス、訪問入浴サービス等）、職種（ホームヘルパー等）、及び特定労働者となる資格等の名称（介護福祉士等）を記入するとともに、対象特定労働者の「改善計画内で措置する雇用管理改善における従事内容」については、該当するものを○で囲んで下さい（「⑤その他」を選択した場合は、括弧内にその内容を記入して下さい。）。

なお、雇い入れる者が確定していない場合は、A、B、Cの記号で記入して下さい。

- (2) ②欄には、助成対象期間が満了する予定の日を記入して下さい。
- (3) ③欄には、介護基盤人材確保等助成金の受給予定額を記入して下さい。（1円未満は切り捨てして下さい。）

助成対象期間の全部の期間について対象労働者である者がいる場合は、特定労働者1人あたり70万円を支給します（3名まで）。

助成対象期間の一部の期間について対象労働者である者がいる場合については、上記の額に次の方法により算出した割合を乗じて得た額を支給します。

- ① 助成対象期間の途中から介護基盤人材確保等助成金の対象労働者となった場合は、当該助成金の対象労働者となった日から助成対象期間の末日までの日数（180日を超えるときは180日）を180で除して得た割合。
 - ② 助成対象期間の途中まで介護基盤人材確保等助成金の対象労働者であった場合は、助成対象期間の初日から当該助成金の対象労働者でなくなった日の前日までの日数（180日を超えるときは180日）を180で除して得た割合。
 - ③ 助成対象期間の途中から介護基盤人材確保等助成金の対象労働者となり、かつ助成対象期間の途中まで当該助成金の対象労働者であった場合は、当該助成金の対象労働者となった日から当該助成金の対象労働者でなくなった日の前日までの日数（180日を超えるときは180日）を180で除して得た割合。
- (4) ④欄には、本計画書に記載された採用予定（求人）があることを、労働局から公共職業安定所に連絡することを希望するかどうか記入して下さい。